

諸外国の学習成果・職業能力の認証・評価制度

諸外国は、若年・中高年無業者の増加等の社会背景や、グローバル化の進展に伴う労働市場の流動化などへの対応として、職業資格の認証・評価制度を創設。

| | 米国 | EU | 英国 | オーストラリア | 韓国 |
|----|--|--|---|---|---|
| 制度 | National Skill Standard (NSS:全国職業技能スタンダード) | European Qualification Framework (EQF:欧州共通資格枠組み) | Qualification and Credit Framework (QCF:単位資格枠組み) | Australian Qualification Frameworks (全国统一資格基準) | National Competency Standards (国家職務能力標準) |
| 概要 | <p>職業技能スタンダードの開発及び利用を自主的パートナーシップ(雇用主団体、組合労働者、政府、従業員団体、教育訓練機関等から成る産業連合)が実施してきたが、現在、同制度を推進する全国スキルスタンダード機構は、ほとんど活動を行っていない。</p> <p>なお、公的な職業資格や免許の種類や管理体制は州によって異なり、州が定めた枠組みや基準に沿って、各分野の職業団体が資格や免許を取得するための要件を設定。</p> | <p>欧州各国の資格制度を共通の枠組みで関連づける仕組み。欧州委員会が策定。</p> <p>義務教育修了レベルから博士号取得レベルまでの8つの資格参照レベルを設定し、各レベルは「知識」「スキル」「コンピテンス」から構成されている。</p> <p>EU加盟各国は、それぞれの国内の資格枠組み(NQF)を2012年までにEQFに参照づけることが推奨されている。</p> | <p>一般教育と職業教育、技能資格を結合した総合的資格制度。</p> <p>産業別技能委員会(SSC)が設定した職務基準に基づき、資格授与機関(AO)が資格構造と評価システム等を構成し、政府機関の資格・試験監査機関(Ofqual)の認可を受ける。</p> <p>従来の「全国資格枠組み(NQF)」に、「ユニット」「単位」という概念を組み込むことで学習量の比較を容易にするとともに、「ユニット」による学習の積み上げを可能にし、資格取得の機会の拡大、流通性の向上などを図る。</p> | <p>中学から大学院まで、職業教育と普通教育の両方を含む共通資格を付与する全国的資格認定制度。</p> <p>業界団体であるISC※1が訓練パッケージを策定し、政府機関NSSC※2がパッケージを認証する。</p> <p>※1 Industry Skills Council ※2 National Skills Standards Council</p> | <p>企業が必要とする人材の知識や技術、素養などについて、産業分野別・水準別に体系化したもの。教育訓練課程の開発・運営や資格種目の開発などに用いられる。NCSの開発は、分野別に雇用労働部や政府関連部署、関連企業団体によって行われる。</p> <p>現在、NCSに基づく各種職業資格と学歴とを対応させる韓国資格枠組み(KQF)の開発が職業能力開発院によって進められている。</p> |

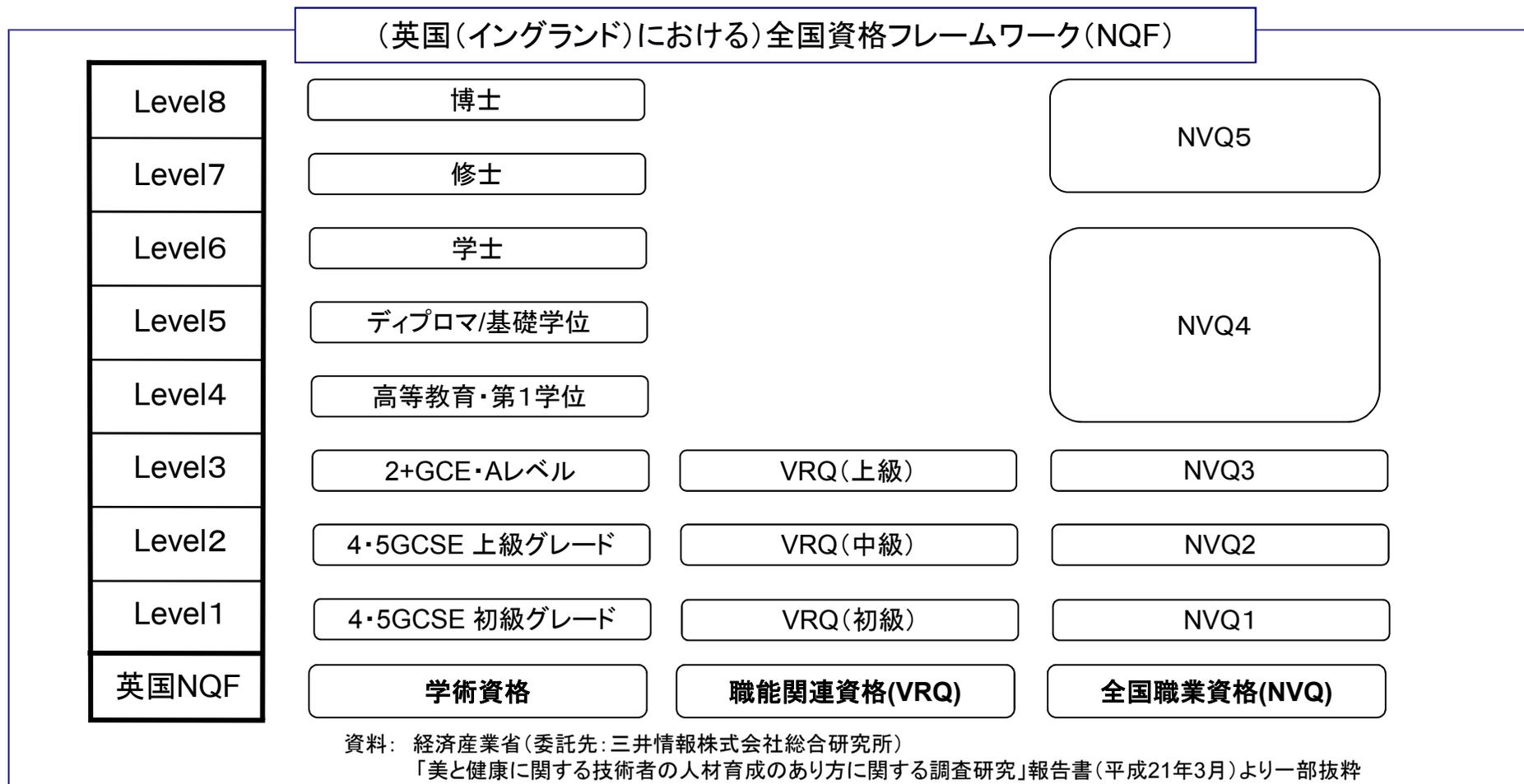
文部科学省「諸外国の生涯学習」、三菱総合研究所「生涯学習施策に関する調査研究」、労働政策研究・研修機構「諸外国における能力評価制度」等を基に作成

(参考) 国際的な議論の動向

- 近年、職業教育・訓練に関する国際会議等の場では、資格枠組み(Qualification Framework)が度々議題として取り上げられている。
- ・2012年2月 アジア欧州会合(ASEM)「職業教育訓練シンポジウム」
 - ・2012年3月 東アジアサミット(EAS)「技術・職業教育と訓練における質保証枠組み作成プロジェクト」

イギリス(イングランド)における職業資格と学位等の資格枠組み(2002. 9~)

学術資格と職業資格の峻別が、社会的に負の結果をもたらしているという報告書※1が1997年に出され、これに応じて政府は新しい資格フレームワークの整備を進めてきた。イングランドでは1997年にQCAが設立され、「全国資格フレームワーク (National Qualifications Framework: NQF)」を整備 (「イギリスにおける地域人材の育成と認証システム」 小山善彦(2004)より一部抜粋) ※1 Report of the National Committee of Inquiry into Higher Education, July 1997 (Dearing Report)



用語注:

GCSE: General Certificate of Secondary Education(中学校修了一般資格:16歳に受験するのが一般的)

GCE: General Certificate of Education(大学入学資格:18歳に受験するのが一般的)

NQF: National Qualifications Framework NVQ: National Vocational Qualifications QCA: Qualifications and Curriculum Authority

VRQ: Vocation-Related Qualifications。もしくは、GNVQ: General National Vocational Qualification(一般全国職業資格)とも呼ばれる。

イギリス(イングランド)における新しい資格枠組み(QCF)について

全国資格フレームワーク(NQF)及び全国職業資格(NVQ)は、2008年からの「資格単位枠組み(QCF)」の本格実施に向けた移行作業が行われている。QCF導入により、学習者にとっては、学習方法等に関する選択の幅が広がり、それぞれのペースで、様々な媒体から、それぞれに合致した方法で資格を得ることが可能となる事が期待されている。QCFは、2010年2月に、欧州資格枠組み(EQF)※への参照手続きが終了した。

※欧州各国の各資格がどのレベルにあり、当該資格保有者がどのような知識等を有しているか比較可能とするための枠組み。EUはEU加盟各国に、それぞれの国内の資格枠組み(NQF)を2012年末までにEQFへ関係づける(「参照」(referencing))ことを推奨している。

Qualifications and Credit Framework(QCF)の特徴

- ・すべての資格は「レベル(難しさ)」と「学習量(単位数)」によって定められている(表1)。
- ・すべての資格は、「ユニット」で構成されている(表2)。また、すべてのユニットは、必要な単位数を定めている。
- ・すべての資格は、単位数に応じて、3種類のタイプに分類されている。(表3)。

表1. Qualifications and Credit Framework(QCF)の構成

| | | | | |
|------------|-----|--------------|---------------------|----------------|
| レベル ↑ | レベル | Award (1-12) | Certificate (13-36) | Diploma (37以上) |
| | 8 | | | |
| | 7 | | | |
| | 6 | | | |
| | 5 | | | |
| | 4 | | | |
| | 3 | | | |
| | 2 | | | |
| | 1 | | | |
| | 基礎 | | | |
| → 学習量(単位数) | | | | |

表2. ユニットに表示されるべき内容

| 表示項目 | 内容 |
|---------|--|
| タイトル | ユニットの内容を正確に示す記述 |
| レベル | ユニットによって達成される学習アウトカムのレベルの設定。QCF共通基準(9レベル)を参考に決定。なお、このレベルはユニットに帰属するもので、資格全体のレベルとは関係がない。 |
| 単位数 | ユニット履修者に与えられる単位数。1単位は10時間の学習時間が基準。 |
| 学習アウトカム | 学習者が習得すべき知識、理解度、能力(できること)の記述。 |
| 評価基準 | 学習アウトカムを達成していることを証明するために、学習者が満たすべき基準の設定。ただし、具体的なアセスメントの方法やツールについての記述は含めない。 |

表3. 資格タイプの3分類

※1単位あたりの学習量は10時間

| 資格タイプ | 単位数 | 資格の特色と用途 |
|-------------|-------|---|
| Award | 1-12 | 最小サイズの資格で、通常は1つのユニットだけで構成される。初めて資格を取得する人や、職業分野への入門者に適したタイプ。あるいは、職業訓練において、1つのユニットだけの内容を学習させたい場合などに適している。 |
| Certificate | 13-36 | 中サイズの資格で、3ユニット程度で構成される。職場の仕事でコアとなる複数テーマについて学習するのに最適サイズの資格。 |
| Diploma | 37以上 | もっとも大きなサイズの資格で、通常は必須ユニットと選択ユニットで構成される。キャリアで必要となる多様なテーマについて総合的に学ぶのに適した資格。 |

(例)

- ・3単位のユニットであれば、平均30時間の学習を必要とするユニットである、ということを示している。
- ・レベル5の資格が10ユニットを持ち、その単位数の合計が32単位であれば、学習者はレベル5の「Certificate」という称号を平均320時間の学習によって得ることになる。

資料: 小山善彦

「イギリスの資格履修制度-資格を通しての公共人材育成-」(2009) より抜粋

学生の学習や活動履歴を管理・評価する取組

帝塚山大学「e能力ポートフォリオ」

帝塚山大学では学習到達目標や学士力向上にeポートフォリオを関連づけ、教育の質保証につなげる試みを行っている。

(概要)

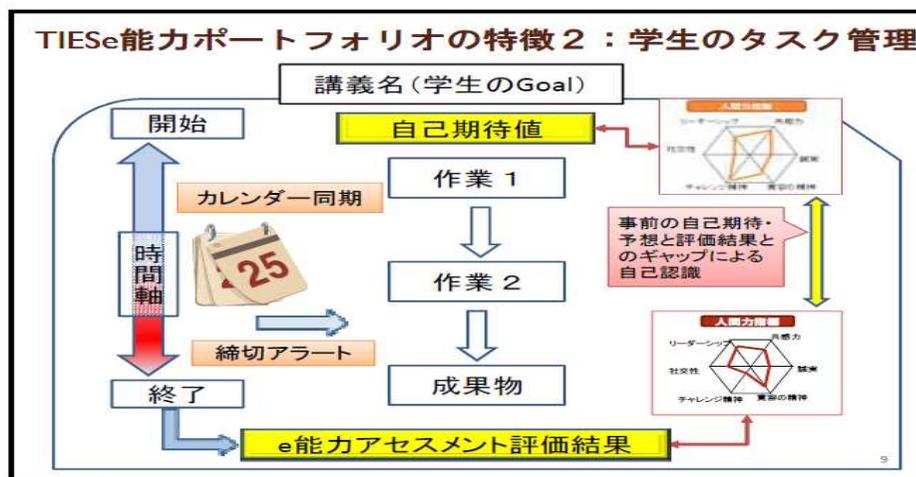
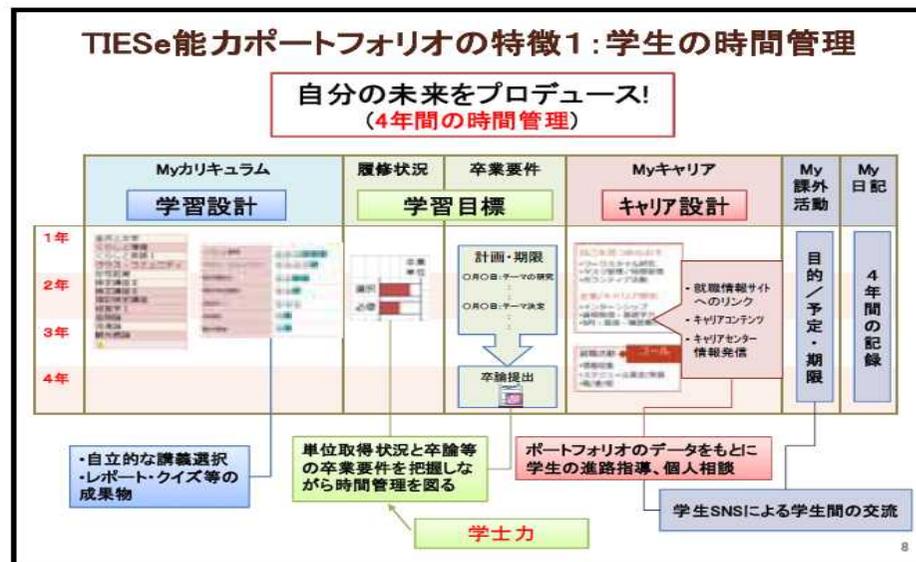
学生に入学時から卒業までの多様な学習成果を記録・蓄積し自己管理できる「e能力ポートフォリオ」を持たせ、学生自身が自身の学びと成長を確認するとともに、在学中に将来の目標を設定するのに役立てている。また、教員側からも学生一人一人へのきめ細かい指導が可能。教職員や外部評価員による学習の到達度や志向・態度に関する客観的能力評価を自己点検できる「e能力アセスメント」及びeラーニングシステムTIES(タイズ)とも連動させ、平成20年度より運用。

(導入の意義)

体験型・参加型の多様な実践的学習の成果を記録・蓄積する「e能力ポートフォリオ」の活用とそれを支援する「eラーニングシステムTIES」を連携させて運用する方法は、学生が主体的に自らの資質を高めることができ、大学の人材養成目的の達成に資する。

(様々な機能)

- 学習成果の統合化ツール
→ 学習成果の蓄積と学生自身による成長の確認
- 目標設定とふりかえり
→ 「目標設定→ふりかえり→目標設定」のサイクル実現
- 形成的評価のツール
→ 学習成果と教員からのコメント(フィードバック)
- 評価のための定性的データ
→ 学生の学力・人間力・社会力の定性的データの判定と蓄積



社会教育を推進するための指導者の資質向上等

事業の要旨

社会教育法に基づき、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を行う、社会教育に関する専門職員である社会教育主事の資格付与のための講習、及び、博物館法施行規則に基づき博物館の資料の収集、調査研究や教育普及活動など博物館活動の中核を担う学芸員の資格付与のための認定試験を行う。
また、生涯学習社会を構築する上で重要な役割を担う社会教育主事、学芸員及び司書等の社会教育専門職員を対象に、社会教育に関する専門的・技術的な研修を実施することにより、地域における社会教育のリーダーとなりうる指導者を対象に研修を実施し、地域住民の社会教育の水準向上、自らの課題を自ら解決する地域社会の形成に寄与する。

資格付与

(1) 指導者の養成

① 社会教育主事講習(14大学・機関)
社会教育主事の資格を付与する講習を大学等に委嘱して実施する。

○社会教育法

第9条の5 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

② 学芸員資格認定試験

学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有しているかの試験を実施する。

○博物館法施行規則

第4条第1項 資格認定は、毎年少くとも各一回、文部科学大臣が行う。

(7) 養成カリキュラム委員会

社会教育主事、司書及び学芸員の大学における養成カリキュラム内容について、有識者による検討委員会を設置し、各大学の養成体制や科目の内容について確認を行い、各大学で実施する養成カリキュラムの充実を図る。

- ・社会教育主事養成カリキュラム実施大学(203大学)
- ・司書養成カリキュラム実施大学(238大学)
- ・学芸員カリキュラム実施大学(345大学)

事業内容

研修事業

(2) 社会教育主事等専門研修(社会教育法第9条の6)

社会教育主事を対象とした資質向上研修を実施。
○社会教育法第9条の6 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

(3) 博物館学芸員等専門研修(博物館法第7条)

① 博物館職員専門研修
学芸員を対象とした資質向上研修を実施。
② 学芸員等在外派遣研修
学芸員等を海外の博物館に派遣し、先進事例の調査を実施。
○博物館法第7条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(4) 図書館司書等専門研修(図書館法第7条)

① 図書館司書専門研修
② 新任図書館長研修(1箇所)
③ 図書館地区別研修(12箇所)
○図書館法第7条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(5) 公民館施設職員等専門研修(第28条の2)

① 公民館等施設職員初任者研修
② 公民館等施設職員専門研修
③ 教育メディア指導者養成研修
○社会教育法第28条の2 第9条の6の準用。

(6) 研修プログラムの検証・評価

国が実施する社会教育主事、司書、学芸員を対象とした研修受講者の追跡調査を実施し、その成果を元に研修プログラムの改善を図る。

検証・評価

改善・反映

事業成果

地域社会

○地域住民の社会教育力の水準向上
○自らの課題を解決する地域社会の形成

優れた社会教育指導者による指導・助言

社会教育調査（文部科学省調査(基幹統計調査)）

＜調査目的＞

社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすること

＜調査対象＞(全数調査)

- ・都道府県・市町村教育委員会、都道府県・市町村首長部局
- ・公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、文化会館、生涯学習センター

＜調査時期＞

調査周期：3年

調査の時期：10月1日現在

ただし、事業実施状況及び利用状況等については前年度間

＜調査内容＞

(1)社会教育行政組織

- ・社会教育関係職員に関する事項
- ・社会教育委員等に関する事項
- ・社会教育関連事業の実施状況
- ・関係法人数 等

(2)公民館等の施設

- ・設置者及び管理者に関する事項
- ・職員、施設・設備に関する事項
- ・事業実施状況
- ・施設の利用状況 等

＜調査から分かること＞

(1)種類別施設数の推移

(単位：館)

| 区 分 | 公民館 (類似施設含む) | 図書館 (同種施設含む) | 博物館 (類似施設含む) |
|--------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 平成14年度 | 18,819 | 2,742 | 5,363 |
| 平成17年度 | 18,182 | 2,979 | 5,614 |
| 平成20年度 | 16,566 | 3,165 | 5,775 |
| 平成23年度 | 15,400 | 3,274 | 5,752 |

(3)施設利用者数の推移

(単位：千人)

| 区 分 | 公民館 (類似施設含む) | 図書館 (同種施設含む) | 博物館 (類似施設含む) |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 平成13年度間 | 222,677 | 143,100 | 269,503 |
| 平成16年度間 | 233,115 | 170,611 | 272,682 |
| 平成19年度間 | 236,617 | 171,355 | 279,871 |
| 平成22年度間 | 191,347 | 182,611 | 271,579 |

(2)指導系職員数の推移

(単位：人)

| 施設等区分 | 都道府県・市町村 教育委員会 | | 公民館 (類似施設含む) | 図書館 (同種施設含む) | | 博物館 (類似施設含む) | |
|--------|-------------------|---------------|------------------|-----------------|-----|-----------------|------|
| | 社会教育 主 事 | 社会教育 主 事 補 | 公民館主事 (指導系職員) | 司 書 | 司書補 | 学芸員 | 学芸員補 |
| 平成14年度 | 5,383 | 371 | 18,591 | 10,977 | 387 | 5,636 | 715 |
| 平成17年度 | 4,119 | 242 | 17,805 | 12,781 | 442 | 6,224 | 692 |
| 平成20年度 | 3,004 | 153 | 15,420 | 14,596 | 385 | 6,786 | 975 |
| 平成23年度 | 2,521 | 142 | 14,448 | 16,903 | 457 | 7,316 | 954 |

※平成23年度(平成22年度間)は中間報告値

<調査から分かること>

(4) 図書館における図書の貸出数の推移 (単位:人、冊)

| 区 分 | 登録者数 | 帯出者数 | 貸出冊数 |
|---------|------------|-------------|-------------|
| 平成13年度間 | 27,857,229 | 143,099,696 | 520,822,278 |
| 平成16年度間 | 31,991,510 | 170,611,404 | 580,726,256 |
| 平成19年度間 | 34,031,694 | 171,355,117 | 631,872,611 |
| 平成22年度間 | 33,075,116 | 182,611,222 | 663,601,108 |

(5) ボランティア登録者数の推移 (単位:人)

| | 公民館 (類似施設 含む) | 図書館 (同種施設 含む) | 博物館 (類似施設 含む) |
|--------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 平成17年度 | 289,712 | 70,776 | 76,743 |
| 平成20年度 | 249,604 | 98,431 | 75,588 |
| 平成23年度 | 188,531 | 87,682 | 69,227 |

(6) 図書館における種類別ボランティア活動の状況(複数回答) (単位:館)

| | 配架・書 架整理 | 図書の 修理・補 修 | 読み聞 かせ | 障害者へ の朗読 サービス/ 拡大写本/ 音訳・点訳 | 環境保全 (館内美化) | その他 |
|--------|-------------|------------------|-----------|--|----------------|-----|
| 平成20年度 | 518 | 342 | 1,990 | 480 | 234 | 508 |

(7) 施設別の学級・講座の受講者数の推移 (単位:人)

| 区 分 | 都道府県・市町 村教育委員会 | 都道府県・市 町村首長部局 | 公民館(類似 施設含む) | 博物館(類似 施設含む) |
|---------|-------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 平成13年度間 | 8,248,285 | 10,567,217 | 11,073,255 | ... |
| 平成16年度間 | 7,972,707 | 8,087,092 | 12,456,887 | 2,540,974 |
| 平成19年度間 | 7,105,133 | 7,129,408 | 13,038,152 | 3,472,761 |
| 平成22年度間 | 5,130,287 | 6,907,702 | 10,079,698 | 3,599,018 |

生涯学習に関する世論調査（内閣府調査）

<調査目的>

生涯学習に関する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とする

<調査対象>（個別面接聴取）

全国20歳以上の日本国籍を有する者 **3,000人**
有効回答数 **1,956人**（回収率 65.2%）

<調査時期>

平成24年7月
前回調査：平成20年5月

<調査内容>

(1) 生涯学習の現状等

- ・「生涯学習」という言葉のイメージ
- ・生涯学習の実施状況
- ・生涯学習の満足度
- ・身につけた知識等の社会的評価
- ・身につけた知識等の活用状況
- ・生涯学習をしていない理由 等

(2) 生涯学習に対する今後の意向

- ・ICTによる生涯学習の意向
- ・行いたい生涯学習の内容や形式
- ・身につけた知識等についての社会的評価の方法
- ・「地域や社会における教育」の支援や指導の意向 等

(3) 生涯学習の振興方策

- ・生涯学習の振興方策

<調査結果(例)>

生涯学習の現状等について

- この一年間に生涯学習を行った人の割合は前回調査に比較して、あらゆる年代で増加。(p3)
(平成20年度：**47.2%**→平成24年度：**57.1%**)
- この一年間に社会問題に関する学習を行った人の割合は**8.9%**なのに対し、今後実施したい人の割合は**19.5%**と高い。(p3、16)

- 形式としては、「公民館や生涯学習センターなどの公の機関における講座や教室」(**40.5%**)が最も多く、「同好者の集まり、サークル活動」(**34.0%**)と続く。前回調査と比較して「職場の教育、研修」(**27.5%**)も増加。(p7)

生涯学習や社会活動に関する機運が高まっている

中間とりまとめ関連項目

- ・現代的・社会的な課題に対応した学習の推進（先進的に取り組む公民館等に対する支援等）
- ・多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進

生涯学習に関する世論調査（内閣府調査）

<調査結果(続き)>

生涯学習の課題について

- ◆ 生涯学習をしたことがある人
 - 生涯学習を行うにあたっての課題としては、「仕事が忙しくて時間がない」が最も多く、**28.1%**。
続いて、「費用がかかる」(**23.5%**)、「身近なところに施設や場所がない、内容や時間帯が希望に合わない」(**22.5%**)。(p6)
- ◆ 生涯学習をしていない人
 - 生涯学習をしていない理由としては、「仕事が忙しくて時間がない」が最も多く、**43.4%**。(p12)
※「仕事が忙しくて時間がない」と回答した者の割合
(20代:**42.6%**、30代:**56.1%**、40代:**63.8%**、50代:**54.5%**、60代:**40.8%**、70代:**16.7%**)

生涯学習に取り組む上での重要な課題の一つは「仕事が忙しくて時間がない」

- 一方で、ICTによる生涯学習を「したいと思う」、「どちらかといえばしたいと思う」と回答した者は、**45.4%**。(p13)
※ 仕事が忙しくて時間がない世代で、ICTによる生涯学習を「したいと思う」、「どちらかといえばしたいと思う」と回答した割合が高くなっている。
(20代:**68.1%**、30代:**61.7%**、40代:**60.0%**、50代:**54.0%**、60代:**35.6%**、70代:**17.2%**)

ICT:本調査においては「情報端末やインターネット」のことをさす。

ICTは、仕事が忙しくて時間がない世代が生涯学習に取り組む契機となり得る

中間とりまとめ
関連項目

- ・学習機会の確保のための環境整備(情報通信技術(ICT)の効果的な活用や放送大学の活用等)
- ・ICTを活用した学習(eラーニング)の質の保証・向上等の推進

生涯学習に関する世論調査（内閣府調査）

<調査結果(続き)>

生涯学習の成果の活用について

- 生涯学習を通じて身につけた知識・技能を地域や社会での活動に「生かしている」と回答した人の割合は前回調査に比較して増加。(p9)
(平成20年度:17.2%→平成24年:21.8%)
- 身につけた知識等を仕事や地域活動に「生かしたいと思う」と回答した人は77.7%。(p10)
- 「地域や社会における教育」の支援や指導に「参加したいと思う」と回答した人は前回調査に比較して増加。
(平成20年度:44.2%→平成24年:50.9%)(p20)
- 参加したい内容としては、「趣味のための学習活動に関する指導、助言」(43.1%)が最も多く、「子育て、育児を支援する活動」(29.4%)、「仕事に関係のある学習に関する支援や指導」(29.3%)が続く。(p21)

生涯学習の振興方策について

- 依然として、「公の機関におけるサービスの充実」(44.4%)という回答が年代・性別を問わず最も多いが、「生涯学習を支援する地域の人材を育成する」が前回調査と比較して目立って増加
(平成20年度:26.0%→平成24年度:32.0%)。(p22)

学習の成果の活用、公の機関におけるサービスの充実や地域活動を支える人材の育成が望まれている

中間とりまとめ
関連項目

- ・社会全体で子どもたちの活動を支援する取組(学校支援地域本部、放課後子ども教室等)の推進
- ・社会教育施設の運営の質の向上
- ・地域の学びを支える人材の育成・活用の推進

国際成人力調査 (PIAAC) (OECD国際調査)

<調査目的>

- (1) 成人が日常生活や職場で必要とされる技能(「成人力」)をどの程度持っているかを把握すること
- (2) 「成人力」が個人的・集団的レベルで社会や経済に及ぼす影響を検証すること
- (3) 社会経済が求める「成人力」と現在の教育訓練システムの適合状況を検証すること
- (4) 学校教育、生涯学習等の分野において、「成人力」の向上につながる施策に活かすこと

<調査対象> (抽出調査) (訪問調査)

住民基本台帳から無作為に抽出された16歳から65歳までの男女個人(5,000人分の回答を収集)

<調査国>

OECD加盟国等26か国(日、米、英、仏、独、伊、韓、豪、加、フィンランド等)

<調査日程>

2011年-2012年 本調査実施(8月~3月)
2013年 国際報告書の公表

<調査内容>

- ①読解力
- ②数的思考力
- ③ITを活用した問題解決能力
- ④背景(年齢、性別、職業、学歴、収入、生涯学習への参加歴、職場におけるICTの利用状況等)

<問題例>

- ①読解力
 - ・商品の取扱説明書を読み、問題が起きた時の解決方法を答える。
 - ・ホテルなどにある電話のかけ方の説明を読んで、指定された相手に電話をかけるにはどのように操作したらよいか答える。
 - ・図書館の蔵書検索システムを使って、指定された条件に合う本を選ぶ。
- ②数的思考力
 - ・食品の成分表示を見て、許容摂取量を答える
 - ・商品の生産量についての表をグラフにする。
- ③ITを活用した問題解決能力
 - ・指定された条件を満たす商品をインターネットで購入する
 - ・複数人のスケジュールを調整したうえで、インターネットでイベントのチケットを予約する。

国立教育政策研究所について

教育に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究に関する事務を行う、文部科学省の直轄研究所

目的

業務内容

政策の企画・立案に資するための先行的な調査研究とこれまでの政策の検証

【プロジェクト研究の実施】

- ・広く所内外の研究者が参画するプロジェクトチームを組織して推進

研究課題の例:

学級規模の及ぼす教育効果に関する研究、教員養成等の在り方に関する調査研究、教育課程の編成に関する基礎的研究

※このほか、各センター等において各所掌分野に関する基礎的な調査研究を実施

国際機関による国際的な共同研究への参画

「OECD生徒の学習到達度調査(PISA)」「OECD国際成人力調査(PIAAC)」「IEA国際数学・理科教育動向調査(TIMSS)」等の国際共同研究を実施

研究指定校事業による実践的研究

各学校における教育課程編成及び指導方法等の改善充実を図るとともに、学習指導要領改訂に必要な資料を得るため、特に重要な課題について研究テーマを示し、指定校や指定地域において実践的な研究を推進

平成24年度: 教育課程研究指定校事業、学習評価に関する研究指定校事業

全国学力・学習状況調査の調査問題の作成

全国学力・学習状況調査について、教科に関する調査問題やその解説資料の作成、調査結果の分析や報告書の作成等を実施

国内の教育関係機関・団体等に対する情報提供

- ・全国各地の教育研究所等からなる全国教育研究所連盟において中心的役割
- ・上記の調査研究・事業の実施や指導資料の作成・配布等を通じた学校等への援助・助言

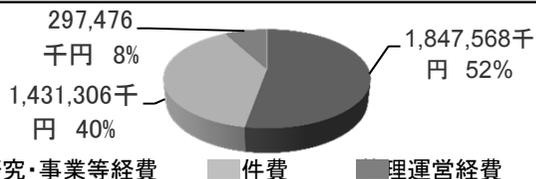
沿革

- S24.6 国立教育研究所の設置
- H13.1 省庁再編に伴い改組・再編し、「国立教育政策研究所」と改称
教育課程研究センター、生徒指導研究センターの設置
- H13.4 社会教育実践研究センターの設置
- H16.4 文教施設研究センターの設置
- H18.4 中期目標策定(平成18年度～平成22年度)
- H20.1 中央合同庁舎7号館に移転(東京都目黒区から)
- H23.4 中期目標更新(平成23年度～平成27年度)

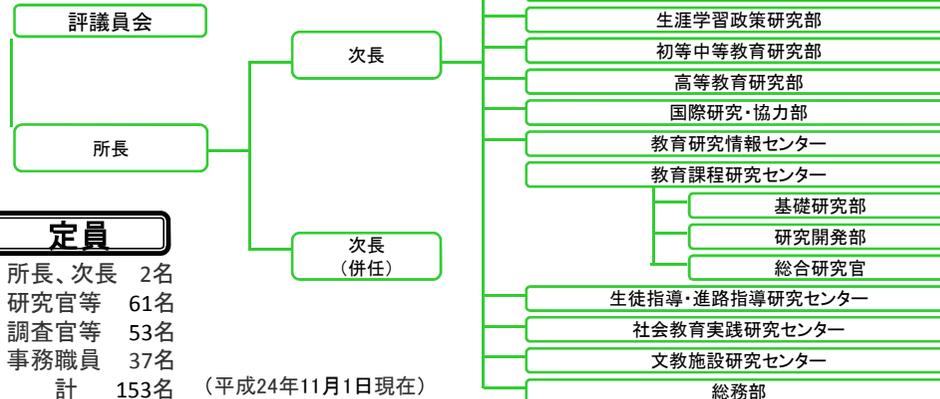
予算

平成24年度予算額

3,576,350千円



組織



定員

- 所長、次長 2名
- 研究官等 61名
- 調査官等 53名
- 事務職員 37名
- 計 153名 (平成24年11月1日現在)

寄附税制の充実について（平成23年度税制改正）

～個人からの寄附の税額控除制度、日本版「ブランド・ギビング」信託～

個人からの寄附の税額控除制度

・税額控除の対象は、認定NPO法人、又は公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人のうち下記の「一定の要件」を満たす法人。

（寄附金額（所得の40%が限度）－2000円）×40% を所得税額から控除（所得税額の25%が限度）

当該法人が住民税の寄附金控除の対象として地方自治体から指定されている場合、住民税の寄附金控除率10%と併せて50%の税額控除となる。
（メリット）・寄附者にとって、所得や寄附金額の多寡にかかわらず、大きな減税効果 ・寄附を受ける法人にとって、より幅広い寄附者から寄附を受けやすい

【税額控除の対象法人となるための「一定の要件」】 ※①②とも満たすことが必要

要件① 寄附者の実績

・過去5年間で、3000円以上の寄附を行った寄附者の数が年平均100件以上 又は 過去5年間で、寄附金収入額が経常収入金額の20%以上

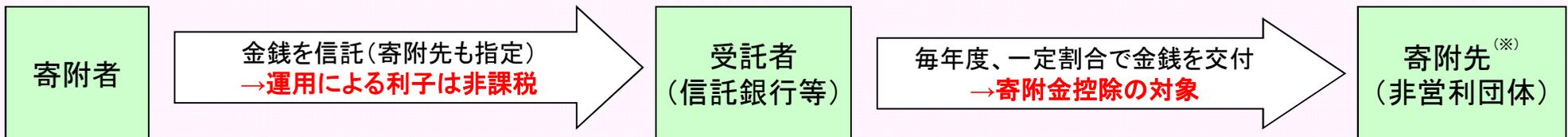
要件② 情報公開の要件

・寄附行為、役員名簿、財産目録等の一定の書類を主たる事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させる。

※公益法人等が税額控除の対象にならない場合でも、特定寄附金に該当する場合には、従来通り（寄附金額（所得の40%が限度）－2000円）の所得控除（寄附金控除）が受けられる。

日本版「ブランド・ギビング」信託（特定寄附信託）

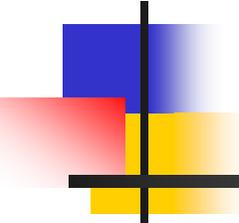
学校法人等の非営利団体に対しての寄附を目的とする特定寄附信託について、信託財産から生じる利子所得を非課税とするもの。（非営利団体に交付された金銭は、寄附金控除が適用される。）



【一定の要件を満たした信託（特定寄附信託）】

- ・信託期間満了まで、信託銀行等は指定された非営利団体及び寄附者に各年均等に金銭を交付
- ・非営利団体への寄附割合は最低7割
- ・信託期間満了前に寄附者が死亡した場合には、信託は終了し、信託財産の全額を非営利団体に寄附する。

※寄附先の対象法人等は、認定NPO法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、特定公益信託



3. その他

第6期中央教育審議会生涯学習分科会委員

委員：平成23年2月1日発令

臨時委員：平成23年3月10日発令

(白井克彦委員は平成23年5月1日発令)

(委員)

| | | |
|-------|-------|---|
| 分科会長 | 大日向雅美 | 恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授 |
| 副分科会長 | 貝ノ瀬 滋 | 三鷹市教育委員会委員長 |
| | 相川 敬 | 社団法人日本PTA全国協議会顧問 |
| | 生重 幸恵 | 特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事長、 一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事 |
| | 浦野 光人 | 株式会社エフイ代表取締役会長、公益社団法人経済同友会幹事、 財団法人産業教育振興中央会理事長 |
| | 加藤 友康 | 情報産業労働組合連合会中央執行委員長 |

(臨時委員)

| | | |
|-------|--------|---|
| 副分科会長 | 明石 要一 | 千葉大学教授 |
| | 相川 順子 | 社団法人全国高等学校PTA連合会会長 |
| | 浅井 経子 | 八洲学園大学教授 |
| | 糸賀 雅児 | 慶應義塾大学文学部教授 |
| | 岩田 喜美枝 | 株式会社資生堂顧問 |
| | 清國 祐二 | 香川大学教育・学生支援機構生涯学習教育研究センター長 (併任)・教授 |
| | 久住 時男 | 見附市長 |
| | 今野 雅裕 | 政策研究大学院大学教授・学長特別補佐 |
| | 柵 富雄 | 特定非営利活動法人地域学習プラットフォーム研究会理事長、 富山インターネット市民塾推進協議会事務局長 |
| | 白井 克彦 | 放送大学学園理事長 |
| | 高田 浩二 | 海の中道海洋生態科学館長 |
| | 高橋 興 | 青森中央学院大学経営法学部教授 |
| | 高橋 正夫 | 北海道本別町長 |
| | 戸田 達昭 | シナプテック株式会社代表取締役、 やまなしの翼プロジェクト代表 |
| | 中島 利郎 | 全国専修学校各種学校総連合会副会長 |
| | 中曽根 聡 | 杉並区教育委員会学校支援課教育連携担当係長 (社会教育主事) |
| | 中橋 恵美子 | 特定非営利活動法人わははネット理事長 |
| | 萩原 なつ子 | 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科委員長・教授 |
| | 平野 啓子 | 語り部・かたりすと・キャスター、大阪芸術大学放送学科教授 |
| | 松浦 信男 | 万協製薬株式会社代表取締役社長 |
| | 宮本 太郎 | 北海道大学大学院法学研究科教授 |
| | 宮本 みち子 | 放送大学教養学部教授 |
| | 山本 健慈 | 和歌山大学長 |

役職は平成24年10月16日現在

第6期中央教育審議会生涯学習分科会の審議経過

○第56回(平成23年6月3日(金))

・東日本大震災を踏まえた今後の生涯学習・社会教育の振興方策について(自由討議)

○第57回(平成23年7月11日(月))

・今後の生涯学習分科会の運営等について(自由討議)

○第58回(平成23年9月8日(木))

(グループ別討議)

・地域における生涯学習・社会教育の推進体制について

・生涯学習社会の実現に向けて高等教育機関に期待される役割について

○第59回(平成23年9月29日(木))

(全体討議)

・地域における生涯学習・社会教育の推進体制について

・生涯学習社会の実現に向けて高等教育機関に期待される役割について

○第60回(平成23年11月28日(月))

・生涯学習・社会教育の振興に向けた基本的な考え方について

○第61回(平成23年12月19日(月))

・学習支援等の必要な若者への対応・支援について

○第62回(平成24年2月13日(月))

・生涯学習・社会教育における成果目標及び成果指標について

○第63回(平成24年3月12日(月))

・学習の質の保証と成果の評価・活用について

・社会教育施設の質の保証について

○第64回(平成24年5月8日(火))

- ・現代的・社会的課題に対応した学習について
- ・今後の社会教育の在り方について

○第65回(平成24年5月18日(金))

- ・社会教育行政等について
- ・社会教育の専門人材・地域人材について

○第66回(平成24年7月13日(金))

- ・職業教育の推進等について
- ・第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(中間とりまとめ)素案について

○第67回(平成24年8月9日(木))

- ・第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(中間とりまとめ)案について

○第68回(平成24年10月9日(火))

- ・「社会教育行政の再構築」について地方自治体からのヒアリング

○第69回(平成24年12月10日(月))

- ・第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(案)について